

大阪広域水道企業団職員の通勤手当に関する規程の一部を改正する管理規程を公布する。

令和 8 年 9 月 30 日

大阪広域水道企業団
企業長 永藤 英機

大阪広域水道企業団管理規程第20号

大阪広域水道企業団職員の通勤手当に関する規程の一部を
改正する規程

大阪広域水道企業団職員の通勤手当に関する規程（平成23年大阪広域水道企業団管理規程第20号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<u>（支給の始期及び終期等）</u> 第21条 通勤手当の支給は、職員に新たに条例第9条の職員たる要件（以下「支給要件」という。）が具備されるに至った場合においてはその日の属する<u>月</u>から開始し、通勤手当を支給されている職員が離職し、又は死亡した場合においてはそれぞれその者が離職し、又は死亡した日、通勤手当を支給されている職員が支給要件を欠くに至った場合においてはその事実が生じた日の属する月（これらの日が月の1日であるときは、その日の属する月の前月）をもって終わる。ただし、企業長は、これにより難い事情があると認められるときは、別段の取扱いを定めることができるとともに、通勤手当の支給等の取扱いについて別に定めることができる。 2 前項の規定にかかわらず、職員に新たに支給要件が具備されるに至った場合で、第2条の規定による届出が、これに係る<u>事実が生じた日から15日を経過した後にされたときは</u>、企業長が定める場合を除き、その届出を受理した日の属する<u>月</u>から通勤手当の支給を開始するものとする。 3 通勤手当は、これを支給されている職員（<u>第5項の職員を除く。以下この項において同じ。</u>）にその額を変更すべき事実が生ずるに至った場合においては、<u>次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める月からその額を改定する。</u>	<u>（支給の始期及び終期）</u> 第21条 通勤手当の支給は、職員に新たに条例第9条の職員たる要件（以下「支給要件」という。）が具備されるに至った場合においてはその日の属する<u>月の翌月（その日が月の1日であるときは、その日の属する月）</u>から開始し、通勤手当を支給されている職員が離職し、又は死亡した場合においてはそれぞれその者が離職し、又は死亡した日、通勤手当を支給されている職員が支給要件を欠くに至った場合においてはその事実が生じた日の属する月（これらの日が月の1日であるときは、その日の属する月の前月）をもって終わる。ただし、企業長は、これにより難い事情があると認められるときは、別段の取扱いを定めることができるとともに、通勤手当の支給等の取扱いについて別に定めることができる。 2 前項の規定にかかわらず、職員に新たに支給要件が具備されるに至った場合で、第2条の規定による届出が、これに係る<u>事実の生じた日から15日を経過した後にされたときは</u>、企業長が定める場合を除き、その届出を受理した日の属する<u>月の翌月（その日が月の1日であるときは、その日の属する月）</u>から通勤手当の支給を開始するものとする。 3 通勤手当は、これを支給されている職員にその額を変更すべき<u>事実が生ずるに至った場合においては、その事実が生じた日の属する月の翌月（その日が月の1日であるときは、その日の属する月）</u>からその額を改定する。前項の規定は、通

勤手当の額を増額して改定する場合におけるその額の改定について準用する。

(1) 通勤手当の額を増額して改定する場合（第3号に掲げる場合を除く。）
通勤手当を支給されている職員にその額を変更すべき事実が生じた日の属する月（当該改定に係る第2条の規定による届出が、その事実が生じた日から15日を経過した後にされたときは、企業長が定める場合を除き、その届出を受理した日の属する月）

(2) 通勤手当の額を減額して改定する場合又は改定前の通勤手当の額と改定後の通勤手当の額が同額である場合（次号に掲げる場合を除く。）
通勤手当を支給されている職員にその額を変更すべき事実が生じた日の属する月の翌月（その日が月の1日であるときは、その日の属する月）

(3) 月の1日から末日までの期間に職員に通勤手当の額を変更すべき事実が生じた日が2以上ある場合
次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める月

ア 通勤手当の額を増額して改定する場合に相当するものとして企業長が定める場合
企業長の定める月

イ アに掲げる場合以外の場合
これらの事実が生じた日の属する月の翌月

4 前項第3号アに掲げる場合における同号アに定める月の通勤手当の額は、企業長が定める。

5 通勤手当を支給されている職員のうち、企業長が別に定める者にその額を変更すべき事実が生ずるに至った場合においては、その事実が生じた日の属する月の翌月（その日が月の1日であるときは、その日の属する月）からその額を改定する。ただし、増額して改定する場合において、当該改定に係る第2条の規定による届出がその事実が生じた日から15日を経過した後にされたときは、企業長が定める場合を除き、その届出を受理した日の属する月の翌月（その日が月の1日であるときは、その日の属する月）からその額を改定する。

第25条 条例第9条の職員が、規程第8条第1項各号のいずれか（復職し、若しくは職務に復帰した場合又は再び勤務する

第25条 条例第9条の職員が、出張、休暇、欠勤その他の理由により、月の1日から末日までの期間の全日数にわたって

<u>に至った場合を除く。）に該当し、又は出張、休暇、欠勤その他の理由により、月の１日から末日までの期間の全日数にわたって通勤しないこととなる場合は、その月に係る通勤手当は支給しない。</u> <u>2 前項の規定により通勤手当を支給しないこととした職員が、その後復職し、若しくは職務に復帰した場合又は再び通勤するに至った場合には、当該復職若しくは復帰した日の属する月又は再び通勤するに至った日の属する月から通勤手当を支給する。</u> <u>3 前２項の場合において、当該月を含む支給対象期間に係る通勤手当に関し必要な事項は、企業長が定める。</u> <u>第26条</u> （略）	<u>通勤しないこととなるときは、その月に係る通勤手当は支給しない。この場合において、当該月を含む支給対象期間に係る通勤手当に関し必要な事項は、企業長が定める。</u> <u>第26条 規程第８条第１項各号のいずれかに該当する場合におけるその月に係る通勤手当は、その月の現日数から大阪広域水道企業団職員就業規則第８条第１項、第９条及び第29条第３項の規定により定められた週休日の日数を差し引いた日数を基礎とした日割りによる計算により支給する。この場合において、当該月を含む支給対象期間に係る通勤手当に関し必要な事項は、企業長が別に定める。</u> <u>第27条</u> （略）
--	--

附 則

この規程は、令和８年10月１日から施行する。